

総合通信基盤局電波部電波政策課：  
電波有効利用成長戦略懇談会事務局

## 「電波有効利用成長戦略懇談会」における検討課題に関する応募意見書

意見提出者 「ローバンド拡大促進協会」（会員数 271 名）  
代表者 草野利一  
提出日 平成30年2月2日

### 要 旨

国際慣行から逸脱している我が国のアマチュア業務に割り当てられている周波数帯の電波（1.8MHz帯及び3.5MHz帯並びに3.8MHz帯の周波数の電波に限る）の有効利用のため割り当ての拡大についての検討をお願いしたい。

#### 1.8MHz帯の周波数の電波について

1.8MHz帯の周波数の電波は条約（憲章）及び無線通信規則（RR）に基づき、電波法令により無線標識局（ロランA）、無線標定移動局（漁業用ラジオ・ブイ）、アマチュア局で共用し使うよう割り当てられています。ロランAは1997年に廃止されましたが、指定周波数の1800kHzと1850kHzは現在に至るも新たな割当はありません。また漁業用ラジオ・ブイは1800kHz～1860kHzにおける無線局免許数はわずか2局（資料1）に過ぎませんし、運用されているのかも不明です。それに比しこの周波数帯（1,810kHzから1,825kHzまでのわずか15kHzと1,907.5kHzから1,912.5kHzまでのわずか5kHzの帯域）で免許を受けている日本のアマチュア局は95,000局を超えていることから（資料2）いわゆる過密状態であると共に国際慣行から外れた周波数の割当となっていることで外国のアマチュア局と通信を行う場合に支障を来しています。（資料3）

1.8MHz帯の周波数の電波は全世界的にアマチュア局用として割り当てられ使われているにも関わらず、我が国では20数年以上も空き周波数になっていることは周波数の有効利用となっていないのではと考えます。

#### 【検討して頂きたい事項】

この周波数帯域、具体的には1800kHz～1860kHzまでの周波数の電波を連続してアマチュア業務に使うことが出来るよう検討して頂きたい。

#### 3.5MHz帯及び3.8MHz帯の周波数の電波について

この周波数帯の電波は自衛隊、海上保安庁、その他各種公用局、海岸局、船舶局、アマチュア無線局に割り当てられています。この周波数帯の電波の伝わり方は昼夜の時間や季節によって大きく変化するため甚だ不安定であることやモールス通信（電波の型式はA1A）が主流であることなどから、アマチュア局以外の無線局はVHF帯での通信やインマルサ

ットなどの衛星通信に次々に移行し、現在はあまり使われなくなっているようです。資料4 私達会員が行った調査結果です。

この周波数帯の電波を割り当てられていた海上保安庁、警察庁、気象庁、航空局、地方自治体等の公用局、NHK、NTT、航空会社、電源開発会社等が続々と免許を返上したことで生じていた空き周波数の電波を、総務省は2008年にアマチュア業務用として割り当てを拡大することを決定しました（資料5）。

これはアマチュア無線界にとって大変な朗報だったのですが、拡大された周波数の電波が「飛び飛びの虫食い状態になって割り当てられている」とともに、それぞれの周波数の電波の帯域が狭く、運用の際には周波数を逸脱してしまう（電波法令違反になる）のではないかと細心の注意を払う必要があること。又、1.8MHz帯と同様に外国のアマチュア局と通信を行う場合支障を来す等甚だ使い勝手が悪い状態です（資料3）。

この周波数帯の電波が飛び飛びながらも拡大されてから既に10年が経過しました。衛星通信技術の進歩等から2008年以降もこの周波数帯での運用を停止、又は廃止している公共局があるものと思われます。（自衛隊、警察庁、海上保安庁、航空局など公用無線局の周波数情報は非公開のため裏付資料は入手不可でした）

これらのことから3.5MHz帯及び3.8MHz帯の周波数の電波は1.8MHz帯の周波数の電波と同様に有効利用になっていないものと思われます。

#### **【検討して頂きたい事項】**

この周波数帯におけるアマチュア業務の「飛び飛びの虫食い状態で割り当てられている周波数の解消」及びアマチュア局用周波数帯の拡大についての検討をお願いしたい。その際、全世界的にはアマチュア無線用専用周波数となっている3.5MHz帯～3.8MHz帯に数多く存在する自衛隊の周波数をアマチュア無線との共用にすることの検討をお願いしたい。